

相続財産管理人による供託公告

家事事件手続法第九十条の二第二項により準用される同法第四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 被相続人 高橋 千ヨ

最後の住所 静岡県浜松市東区積志町一五三 四番地

生年月日 昭和九年四月三日

死亡年月日 令和四年十一月十二日

二 供託所 静岡地方裁判所浜松支部

供託番号 令和八年度金第九六一号

三 供託金額 四七、五六六、六六五円

四 裁判所 静岡家庭裁判所浜松支部

五 事件名 相続財産管理人選任申立事件

六 事件番号 令和六年(家)第二〇三〇号

七 事件番号 令和六年(家)第二〇三〇号

令和八年十月三十日

静岡県浜松市吉美三二七〇番地の五 飯田

ビル二階 弁護士法人リコネス法律事務所

相続財産管理人 弁護士 加藤 久貴

相続財産管理人による供託公告

家事事件手続法第九十条の二第二項により準用される同法第四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 被相続人 田畑 リツ

最後の住所 静岡県浜松市東区積志町一五三 四番地

生年月日 昭和十二年七月二十八日

死亡年月日 令和五年九月七日

二 供託所 静岡地方裁判所浜松支部

供託金額 九一、一三三、七三二円

三 供託所 静岡家庭裁判所浜松支部

四 裁判所 相続財産管理人選任申立事件

五 事件番号 令和六年(家)第二〇三〇号

六 事件番号 令和六年(家)第二〇三〇号

七 事件番号 令和六年(家)第二〇三〇号

令和八年十月三十日

静岡県浜松市吉美三二七〇番地の五 飯田

ビル二階 弁護士法人リコネス法律事務所

相続財産管理人 弁護士 加藤 久貴

無縁墳墓等改葬公告

土地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁

仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

令和八年十月三十日

静岡県浜松市吉美三二七〇番地の五 飯田

ビル二階 弁護士法人リコネス法律事務所

相続財産管理人 弁護士 加藤 久貴

相続財産管理人による供託公告

家事事件手続法第九十条の二第二項により準用される同法第四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 被相続人 高橋 千ヨ

最後の住所 静岡県浜松市東区積志町一五三 四番地

生年月日 昭和九年四月三日

死亡年月日 令和四年十一月十二日

二 供託所 静岡地方裁判所浜松支部

供託番号 令和八年度金第九六一号

三 供託所 静岡家庭裁判所浜松支部

四 裁判所 相続財産管理人選任申立事件

五 事件番号 令和六年(家)第二〇三〇号

六 事件番号 令和六年(家)第二〇三〇号

七 事件番号 令和六年(家)第二〇三〇号

令和八年十月三十日

静岡県浜松市吉美三二七〇番地の五 飯田

ビル二階 弁護士法人リコネス法律事務所

相続財産管理人 弁護士 加藤 久貴

無縁墳墓等改葬公告

土地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁

仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

令和八年十月三十日

静岡県浜松市吉美三二七〇番地の五 飯田

ビル二階 弁護士法人リコネス法律事務所

相続財産管理人 弁護士 加藤 久貴

無縁墳墓等改葬公告

土地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁

仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

令和八年十月三十日

静岡県浜松市吉美三二七〇番地の五 飯田

ビル二階 弁護士法人リコネス法律事務所

相続財産管理人 弁護士 加藤 久貴

無縁墳墓等改葬公告

土地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁

仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

令和八年十月三十日

静岡県浜松市吉美三二七〇番地の五 飯田

ビル二階 弁護士法人リコネス法律事務所

相続財産管理人 弁護士 加藤 久貴

相続財産管理人による供託公告

家事事件手続法第九十条の二第二項により準用される同法第四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 被相続人 高橋 千ヨ

最後の住所 静岡県浜松市東区積志町一五三 四番地

生年月日 昭和九年四月三日

死亡年月日 令和四年十一月十二日

二 供託所 静岡地方裁判所浜松支部

供託番号 令和八年度金第九六一号

三 供託所 静岡家庭裁判所浜松支部

四 裁判所 相続財産管理人選任申立事件

五 事件番号 令和六年(家)第二〇三〇号

六 事件番号 令和六年(家)第二〇三〇号

七 事件番号 令和六年(家)第二〇三〇号

令和八年十月三十日

静岡県浜松市吉美三二七〇番地の五 飯田

ビル二階 弁護士法人リコネス法律事務所

相続財産管理人 弁護士 加藤 久貴

無縁墳墓等改葬公告

土地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁

仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

令和八年十月三十日

静岡県浜松市吉美三二七〇番地の五 飯田

ビル二階 弁護士法人リコネス法律事務所

相続財産管理人 弁護士 加藤 久貴

無縁墳墓等改葬公告

土地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁

仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

令和八年十月三十日

静岡県浜松市吉美三二七〇番地の五 飯田

ビル二階 弁護士法人リコネス法律事務所

相続財産管理人 弁護士 加藤 久貴

無縁墳墓等改葬公告

土地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁

仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

令和八年十月三十日

静岡県浜松市吉美三二七〇番地の五 飯田

ビル二階 弁護士法人リコネス法律事務所

相続財産管理人 弁護士 加藤 久貴

相続財産管理人による供託公告

家事事件手続法第九十条の二第二項により準用される同法第四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 被相続人 高橋 千ヨ

最後の住所 静岡県浜松市東区積志町一五三 四番地

生年月日 昭和九年四月三日

死亡年月日 令和四年十一月十二日

二 供託所 静岡地方裁判所浜松支部

供託番号 令和八年度金第九六一号

三 供託所 静岡家庭裁判所浜松支部

四 裁判所 相続財産管理人選任申立事件

五 事件番号 令和六年(家)第二〇三〇号

六 事件番号 令和六年(家)第二〇三〇号

七 事件番号 令和六年(家)第二〇三〇号

令和八年十月三十日

静岡県浜松市吉美三二七〇番地の五 飯田

ビル二階 弁護士法人リコネス法律事務所

相続財産管理人 弁護士 加藤 久貴

無縁墳墓等改葬公告

土地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁

仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

令和八年十月三十日

静岡県浜松市吉美三二七〇番地の五 飯田

ビル二階 弁護士法人リコネス法律事務所

相続財産管理人 弁護士 加藤 久貴

無縁墳墓等改葬公告

土地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁

仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

令和八年十月三十日

静岡県浜松市吉美三二七〇番地の五 飯田

ビル二階 弁護士法人リコネス法律事務所

相続財産管理人 弁護士 加藤 久貴

無縁墳墓等改葬公告

土地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁

仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

令和八年十月三十日

静岡県浜松市吉美三二七〇番地の五 飯田

ビル二階 弁護士法人リコネス法律事務所

相続財産管理人 弁護士 加藤 久貴

相続財産管理人による供託公告

家事事件手続法第九十条の二第二項により準用される同法第四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 被相続人 高橋 千ヨ

最後の住所 静岡県浜松市東区積志町一五三 四番地

生年月日 昭和九年四月三日

死亡年月日 令和四年十一月十二日

二 供託所 静岡地方裁判所浜松支部

供託番号 令和八年度金第九六一号

三 供託所 静岡家庭裁判所浜松支部

四 裁判所 相続財産管理人選任申立事件

五 事件番号 令和六年(家)第二〇三〇号

六 事件番号 令和六年(家)第二〇三〇号

七 事件番号 令和六年(家)第二〇三〇号

令和八年十月三十日

静岡県浜松市吉美三二七〇番地の五 飯田

ビル二階 弁護士法人リコネス法律事務所

相続財産管理人 弁護士 加藤 久貴

無縁墳墓等改葬公告

土地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁

仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

令和八年十月三十日

静岡県浜松市吉美三二七〇番地の五 飯田

ビル二階 弁護士法人リコネス法律事務所

相続財産管理人 弁護士 加藤 久貴

無縁墳墓等改葬公告

土地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁

仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

令和八年十月三十日

静岡県浜松市吉美三二七〇番地の五 飯田

ビル二階 弁護士法人リコネス法律事務所

相続財産管理人 弁護士 加藤 久貴

無縁墳墓等改葬公告

土地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁

仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

令和八年十月三十日

静岡県浜松市吉美三二七〇番地の五 飯田

ビル二階 弁護士法人リコネス法律事務所

相続財産管理人 弁護士 加藤 久貴

第14期決算公告 令和8年10月30日

福島県郡山市堂前町1番2号

福島スポーツエンタテインメント株式会社

代表取締役 西田 創

貸借対照表の要旨(令和8年6月30日現在)

科	目	金 額(千円)
資の産部	流動資産	191,688
	固定資産	144,856
資産合計		336,545
負債純資産及び部	流動負債	116,380
	固定負債	100,000
	株主資本	120,164
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	117,312
	資本剰余金	75,345
	利益剰余金	41,967
	利益剰余金	△7,147
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	△7,147
負債・純資産合計		(95,130)
負債・純資産合計		336,545

第47期決算公告

令和8年10月30日

福島県福島市飯坂町字西堀切14番地の39

株式会社福島理化学研究所

代表取締役 山川 勇人

貸借対照表の要旨(令和8年7月31日現在)

科	目	金 額(千円)
資の産部	流動資産	346,487
	固定資産	91,544
資産合計		438,032
負債純資産及び部	流動負債	26,070
	固定負債	411,961
	株主資本	10,000
	資本剰余金	401,961
	資本準備金	3,000
	利益剰余金	398,961
	利益剰余金	(17,563)
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	(17,563)
負債・純資産合計		438,032

第66期決算公告 令和8年10月30日

北海道亀田郡七飯町本町五丁目4番5号

株式会社林商店

代表取締役 吉田 勉

貸借対照表の要旨(令和8年6月30日現在)

科	目	金 額(千円)
資の産部	流動資産	58,466
	固定資産	60,016
資産合計		118,483
負債純資産及び部	流動負債	11,186
	固定負債	5,461
	株主資本	101,835
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	91,835
	利益剰余金	2,500
	利益剰余金	89,335
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	(2,478)
負債・純資産合計		118,483

第6期決算公告 令和8年10月30日

東京都港区虎ノ門一丁目3番1号

株式会社オープンアップエキスパート

代表取締役 保岡 浩史

貸借対照表の要旨(令和8年6月30日現在)

資産の部	流動資産	123,891
	固定資産	66
	資産合計	123,958
純負債及び部の部	流動負債	55,838
	賞与引当金	690
	主として支払える資産	68,120
	資本剰余金	20,000
	資本剰余金	20,000
	利益剰余金	20,000
	その他利益剰余金	28,120
	(うち当期純利益)	(17,074)
	負債・純資産合計	123,958